なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局における令和元・２年度（「平成31・32年度」は読み替える）港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中部地方整備局における令和元・２年度（「平成31・32年度」は読み替える）港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該令和元・２年度（「平成31・32年度」は読み替える）港湾土木工事における客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を850点以上とする。

⑷　平成17年４月１日以降かつ参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

経常建設共同企業体が単体有資格業者として参加する場合は、すべての構成員が㋐に掲げる同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成25年３月29日付け国港技第112号）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除く。

㋐　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、最大桁長７ｍ以上の桟橋又は横桟橋式の上部工に使用するプレストレストコンクリート桁を製作した工事

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、最大桁長３ｍ以上の桟橋又は横桟橋式の上部工に使用するプレストレストコンクリート桁を製作した工事

⑸　標準的な施工方法が適正であること。（入札説明書参照）

⑹　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成17年４月１日以降かつ資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

当該経験が全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

・単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、プレストレストコンクリート桁を製作した工事

③　監理技術者にあっては、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また入札説明書に示す発注支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者、当該受託者の担当技術者の出向・派遣元、及び当該受託者の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び技術提案並びに施工体制をもって入札を行い、⑴の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　発注者における要求要件を実現できると認められること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

⑵　本工事の総合評価落札方式の加算点については、発注者における要求要件を実現できると認められる企業に標準点100点を付与する。技術提案を行った企業に対しては、技術提案書及び資料等の内容に応じ加算点を最大60点付与する。施工体制評価点は、入札説明書に定めるところにより最大30点与える。加算点及び評価方法は、入札説明書のとおり。

⑶　評価値の最も高い者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　評価値は以下の算定式で評価する。

評価値＝{標準点＋加算点＋施工体制評価点}÷入札価格

⑸　技術提案資料は、入札説明書に基づき作成し提出するものとする。

⑹　技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行う。なお、技術提案を提出したが適正と認められなかった者は、その理由に対して、苦情の申し立てを行うことができる。

⑺　実施上の留意事項

①　受注者により技術提案された内容に対して、受注者の責により提案が履行できない場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。

②　減点の範囲は最大10点とし、その範囲は入札説明書のとおりとする。

また、履行確認において虚偽の履行確認に係る資料提出等不誠実な行為をした場合は、「請負工事成績評定」から最大20点の減点を行う。

③　請負者の責により技術提案が履行されない場合は、技術評価点の見直しを行い、当初の技術評価点から減点割合に応じて、違約金を徴収する。ただし、違約金額は請負価格の10％を上限とする。

④　受注者の責により提案が履行できない場合とは、災害またはその他特別な事情がある場合以外のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

⑻　その他

①　技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。